

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム（賦課）
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康医療部 国民健康保険課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険における保険料の賦課を行うために利用する。
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	吹田市国民健康保険の被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者）及び世帯主。過去に吹田市国民健康保険に加入していた者及び世帯主であった者
記録情報の収集方法	世帯主等からの申請・届出、市民課・市民税課からの連携システム、大阪府国民健康保険団体連合会からのネットワークシステム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	大阪府国民健康保険団体連合会、封入封緘受託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名 称) 吹田市市民部市民総務室（情報公開担当） (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	

## 〈国民健康保険料賦課〉

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49.決裁状態、50.記載順位、51.続柄コード、52.資産割算定基礎額、53.住民税未申告該当コード、54.住民税非課税該当コード、55.稼得区分コード、56.所得把握区分コード、57.給与支払額、58.給与所得額、59.公的年金所得額、60.その他所得額、61.譲渡所得額、62.総所得金額、63.所得合計控除額、64.公的年金等所得控除額、65.公的年金等控除額、66.給与特別控除額、67.国保用所得割算定基礎額、68.国保用軽減判定用総所得金額、69.国保用基準総所得金額、70.ただし書き用給与支払額、71.ただし書き用給与所得額、72.ただし書き用総所得金額、73.減額判定用年金雑所得額、74.特別控除額、75.繰り越し損失額、76.営業所得額、77.農業所得額、78.その他事業所得額、79.不動産所得額、80.利子所得額、81.株式配当所得額、82.公募外貨配当所得額、83.公募他配当所得額、84.その他配当所得額、85.給与額、86.主たる給与支払額、87.従たる給与支払額、88.給与支払額内数専従者給与額、89.公的年金支払額、90.年金雑所得額、91.その他雑所得額、92.総合譲渡短期所得額、93.総合譲渡短期差引額、94.総合譲渡長期所得額、95.総合譲渡長期差引額、96.総合譲渡分特別控除額、97.一時所得額、98.一時差引額、99.総合一時所得額、100.短期一般所得額、101.短期一般差引額、102.短期一般特別控除額、103.短期軽減所得額、104.短期軽減差引額、105.短期軽減特別控除額、106.短期特別控除額、107.長期一般所得額、108.長期一般差引額、109.長期一般特別控除額、110.長期特定所得額、111.長期特定差引額、112.長期特定特別控除額、113.長期軽減所得額、114.長期軽減差引額、115.長期軽減特別控除額、116.長期特別所得額、117.長期特別差引額、118.長期特別特別控除額、119.長期特別控除額、120.土地等雑所得額、121.超短期所得額、122.株式譲渡所得額、123.株式譲渡上場所得額、124.商品先物取引所得額、125.山林所得額、126.総合退職所得額、127.変動所得額、128.臨時所得額、129.免税所得額、130.肉用牛売却価格、131.肉用牛免税対象所得額、132.肉用牛免税対象外所得額、133.雑損控除額、134.医療費控除額、135.社会保険料控除額、136.小規模共済控除額、137.生命保険料控除額、138.個人年金保険料支払額、139.損害保険料控除額、140.長期損害保険料支払額、141.寄附金控除額、142.合計控除額、143.控対配区分、144.配偶者区分、145.配偶者特別控除額、146.配特有無区分フラグ、147.扶養一般該当人数、148.扶養年少該当人数、149.扶養特定該当人数、150.扶養老人該当人数、

151.扶養同居老人該当人数、152.扶養特障該当人数、153.扶養同居特障該当人数、154.扶養普  
障該当人数、155.未成年区分、156.老年者区分、157.寡婦区分、158.障害者区分、159.勤労学生  
区分、160.住民税申告区分、161.本専区分、162.配専区分、163.青色専従該当人数、164.白色専  
従該当人数、165.専従者控除額、166.繰越損失額、167.純損失額、168.譲渡繰越損失額、169.雑  
損失額、170.特定株式損失額、171.先物取引損失額、172.居住用特定譲渡所得額、173.居住用特  
定損失額、174.繰越損失軽減純損失額、175.繰越損失軽減譲渡損失額、176.市町村端数切捨所  
得割額、177.市町村均等割額、178.都道府県端数切捨所得割額、179.都道府県均等割額、180.資  
料区分、181.推定所得額、182.合計所得金額、183.固定税額、184.個人分税額、185.共有分税額、  
186.国保資格区分、187.取得国保異動区分、188.取得事由国保異動事由、189.喪失国保異動区  
分、190.喪失事由国保異動事由、191.退職該当退職異動事由区分、192.退職非該当退職異動事  
由区分、193.取得異動年月日、194.取得届出年月日、195.喪失異動年月日、196.喪失届出年月日、  
197.退職該当異動年月日、198.退職該当届出年月日、199.退職非該当異動年月日、200.退職非  
該当届出年月日、201.分離配当所得額、202.株式配当損失額、203.失業給与所得額、204.失業総  
所得金額、205.失業所得割算定基礎額、206.失業軽減判定用総所得金額、207.失業基準総所得  
金額、208.失業ただし書き用給与所得額、209.失業ただし書き用総所得金額、210.失業者該当非  
該当フラグ、211.住民税未申告該当コート<sup>1</sup>、212.被扶養登録区分、213.退避算定基礎額、214.退避  
失業者算定基礎額、215.CPU 連番、216.保険証番号内連番、217.次 CPU 連番、218.前 CPU 連番、  
219.国保世帯最新フラグ、220.国保個人最新フラグ、221.抹消フラグ、222.取得旧被扶養者区分、223.  
喪失旧被扶養者区分、224.給付開始年月日